

重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームの 取組状況等について

社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室

とりまとめ2024事項

きめ細かな相談支援を行える体制を構築するため、都道府県がイニシアティブを発揮し、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES を活用して、①福祉分野の相談支援に統一・共通的に使える、デジタル技術を活用したソリューションの共同調達や、②重層的支援体制整備事業において多様な関係者間の情報共有を行うための相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発を 2024 年度中に進める。

厚生労働省においては、TYPES交付金を活用した上記②の成果状況も踏まえながら、重層的支援体制整備事業における相談支援業務の DX の活用を検討することとしている。

現在までの取組

○ TYPESを採択した千葉県及び県内 8 市において、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局の協力のもと、現場の相談支援員を含めた多様な関係者で構成する検討会（ワークショップ）を開催し、重層的支援体制整備事業において多様な関係者間の情報共有を行うための相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発を進めている。

○ 厚生労働省としても、この検討会にオブザーバーとして参加し、プロトタイプの開発状況を注視してきた。

今後の取組

【2024年度】

○ 厚生労働省において、相談記録プラットフォームの利用を全国の自治体に拡大するための、共通化の推進方針案を策定する。

【2025年度】

○ 左記プロトタイプの実装に向けた検証が継続される予定であることから、厚生労働省としては、プロトタイプの開発や実装の状況を踏まえながら、推進方針案に基づき、共通化に向けた検討を進める。

共通化に伴う課題と対応方策

以下を行うことにより、自治体が相談記録プラットフォーム導入の可否を適切に判断できるようにする。

- ・ 相談記録プラットフォームが備えるべき機能等の精査による、利用（開発・運用）コストの最小化
- ・ 既存システム等との機能の差異や、導入・利用に係る費用比較等を踏まえた導入効果の提示

自治体からの意見（抜粋）

- ・ 重層事業に多くの事業があり、それぞれの事業のなかで、既にあるシステムとの互換性などに配慮して導入いただきたい。
- ・ 各分野の相談記録と連動する際に、各分野のシステム標準化も考慮して連動するように検討していただきたい。
- ・ 重層的支援体制整備事業システム（※1）における支援ツール（※2）については、本件プラットフォーム導入の目的をほぼ達成できるものと思われる。既存のシステムと開発中のプラットフォームとの差異を明確にし、より効率的・効果的な事務につなげていく必要があると考える。

（※1）重層的支援体制整備事業及び移行準備事業を実施している市町村が、国に対して事業実績報告を行う際に用いるシステム。統計ツールと支援ツールから構成される。

（※2）市町村や多機関協働事業者が相談者の相談内容等を入力することで、相談者の情報や支援経過等の記録及びそれらの検索、帳票出力等を行うことが可能。

共通化に伴う課題

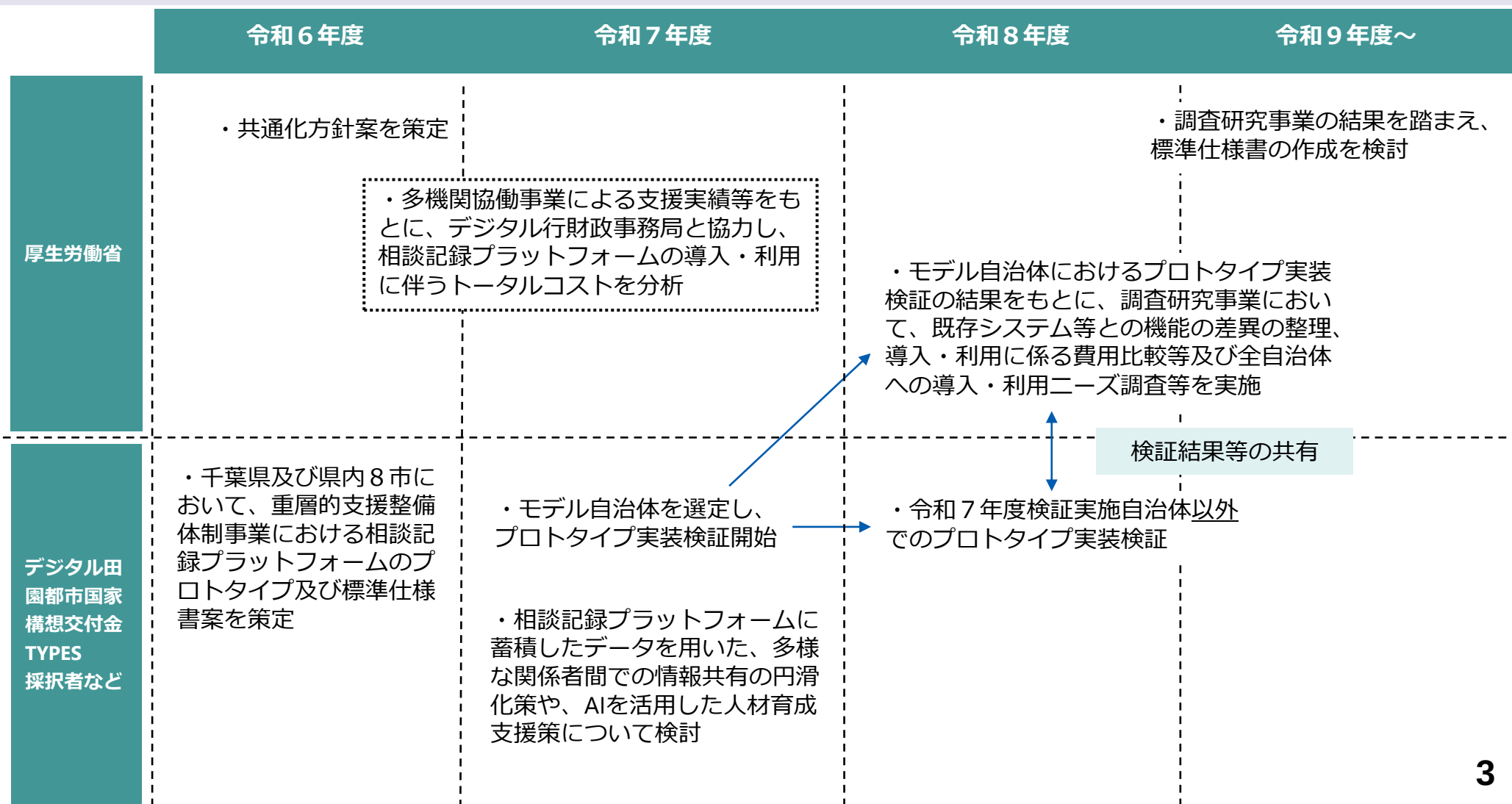
- ・ 現状、介護・障害・こども・生活困窮の各相談支援分野では、分野間はもとより分野内でも、市町村（相談支援機関）ごとに相談記録システムの仕様にばらつきがあり、**各相談支援機関が現在使用しているシステムと重層的支援整備体制事業における相談記録プラットフォームを直接接続させる標準仕様を提示することは極めて困難**である。
- ・ 重層的支援体制整備事業実施自治体は全自治体のうち約2割強である。加えて、同事業のうち、相談記録プラットフォームが主眼とする多機関協働事業による支援実績（多様な関係者間での情報共有の必要性）は少ないものと思料されることから、**プラットフォーム導入の費用対効果が期待できない懸念**がある。
- ・ 相談記録プラットフォームに装備される機能の多くは、既存のシステムやクラウドサービス等によっても果たされるものであり、**既存システム等との差異及びコスト分析の結果を踏まえた導入効果**を明確に示す必要がある。

対応方策

- ・ **各相談支援機関が現在使用しているシステムの仕様を標準化し、同システムと相談記録プラットフォームを直接接続させる標準仕様を提示することは、同システムの仕様が多岐に亘ることから行わない。**
- ・ 相談記録プラットフォーム導入の費用対効果を少しでも高めるため、多機関協働事業による支援（多様な関係者間での情報共有）にあたり必要な情報や機能等（相談記録プラットフォームが備えるべき機能等）を、個人情報の取扱等にも留意しながら精査し絞り込んだ上で、利用（開発・運用）コストを最小化する。
- ・ 自治体が相談記録プラットフォーム導入の可否を適切に判断できるよう、判断に必要な情報として、既存システム等との機能の差異の整理や、既存システム等と相談記録プラットフォームの導入・利用に係る費用比較等を行い、導入効果を提示する。

共通化推進スケジュール（案）

プロトタイプの実装検証の結果をもとに、厚生労働省において、調査研究事業を実施し、既存システム等との機能の差異の整理、導入・利用に係る費用比較等及び全自治体への導入・利用ニーズ調査等を行い、標準仕様書の作成を検討する。



参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからハまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、二及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号）
（略）

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う。また、受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぎ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る。（略）

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係間との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン(法第百六条の四第二項第六号)を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局
長ほか連名通知）より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（１）目的

・ 本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

（３）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。
また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながった場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

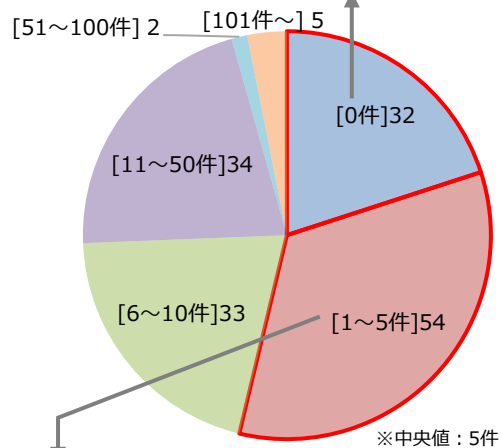
重層的支援体制整備事業（各事業の実施状況）

- 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行ったところ、**いずれの事業についても実績0件の自治体があった**。特に、**多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度を占めていた**。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、**体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い**。
また、支援実績の中身を見ると、**支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じている**ケースもあった。
- 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。
- このため、今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの**自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき**。

【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながれた件数）

（注）有効回答が得られた160先について集計

A市：実績0件／人口107万人／事業費5,019万円

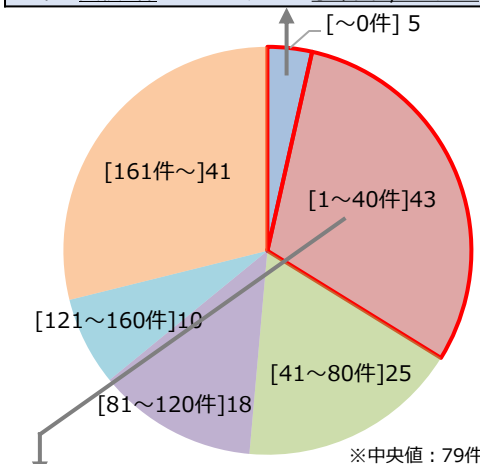


B市：実績5件／人口3万人／事業費539万円
C市：実績5件／人口15万人／事業費2,161万円

【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）

（注）有効回答が得られた142先について集計

D市：実績0件／人口35万人／事業費2,400万円

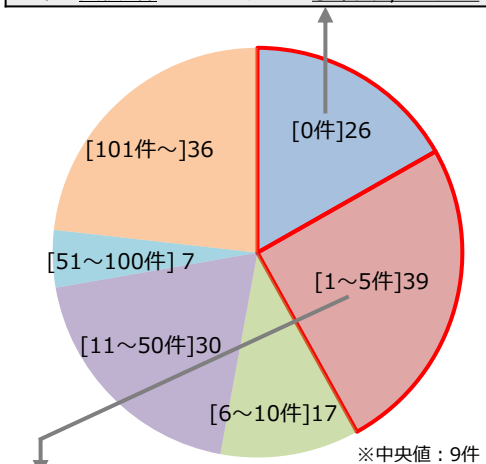


E市：実績35件／人口4万人／事業費228万円
F市：実績35件／人口13万人／事業費750万円

【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）

（注）有効回答が得られた155先について集計

G市：実績0件／人口50万人／事業費2,458万円



H市：実績5件／人口3万人／事業費237万円
I市：実績5件／人口11万人／事業費2,525万円

（注）左記の支援実績について、実績0件の自治体においても、

- ・ 多機関協働事業の効果として、「庁内での情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」、「外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」といった回答が大半の団体からなされていること、
- ・ 参加支援事業の効果として、「新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっている」、「関係機関間の信頼関係が深まった」といった回答が半数程度の団体からなされていること

について、留意が必要。